

訪問看護重要事項説明書

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名所	株式会社 For us link base
法人所在地	茨城県東茨城郡大洗町大貫町 1683-2
電話番号/FAX 番号	029-219-4128/029-219-4161
メールアドレス	hello.solve.waku2@gmail.com
代表者氏名	代表取締役 坂場ノリコ
設立年月日	2025年8月27日

2. 利用者の対してのサービス提供を実施する事業所について

事業所名	訪問看護ステーション そるぶ
保険指定事業所番号	茨城県指定 介護保険 0863190153 号 医療保険 3190153 号
事業所所在地	〒311-1311 茨城県東茨城郡大洗町大貫町 1683-2
電話番号/FAX 番号	029-219-4128/029-219-4161
メールアドレス	hello.solve.waku2@gmail.com
ホームページ	https://solve-nurse.com/
管理者	看護師 坂場ノリコ
開設年月日	2025年11月1日
サービス提供日	月・火・水・木・金（祝日は通常通り）
休日	土・日、夏季 8/13～16 年末年始 12/29～1/3 ※必要に応じて 24 時間 365 日 相談・緊急訪問対応可能
サービス提供時間	08：30～17：30
通常事業の実施地域	大洗町、茨城町、鉾田市水戸市、ひたちなか市
交通費	通常の実施地域は無料 通常の実施地域以外での訪問の場合 実施地域を超えてからご自宅までの距離 1 km 50 円 実費として徴収いたします

3. 事業の目的及び運営方針

【事業の目的】

本事業所は、病気や障害をお持ちの方が、住み慣れたご自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、必要な体制を整え、適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。

また、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

【運営の方針】

- 1) 利用者の人格および意思を尊重し、個々の状況に応じた看護サービスを提供します。
- 2) 医療・介護・福祉等の関係機関と連携し、継続的かつ適切な在宅療養支援を行います。
- 3) 地域とのつながりを大切にし、利用者・家族・地域住民との信頼関係の構築に努め、安心して生活できる環境づくりを推進します。

4. 職員体制

	常 勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管 理 者		1		
看 護 師	1		1	
理学療法士				
作業療法士				

常勤換算 2.5 人以上 女性職員 3 名

5. 提供するサービス内容と利用料金

【訪問看護の提供】

- ① 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- ② 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- ③ 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ ターミナル期の看護
- ⑥ 認知症・精神障害者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導・相談

- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- ⑩ 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- ⑪ 住宅改修の相談・指導

【訪問看護計画の作成】

主治の医師の指示書並びに利用者に係る居宅介護業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービスの内容を定めた訪問看護計画を作成します。

【サービス提供の留意事項】

看護職員はサービスの提供に当たって次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒・喫煙・飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ 訪問看護のサービス提供範囲を超えるもの

【利用料金】

① 介護保険給付サービス（利用料金表別紙1）

介護保険負担割合証の負担割合記載に基づく金額を除いた費用が介護保険から給付されます

② 医療保険給付サービス（利用料金表別紙2-1 2-2）

各医療保険証記載に基づく利用者負担割合の金額を除いた費用が各健康保険から給付されます。

ただし、一定の条件を満たした場合に適応される高額療養費、医療福祉費支給制度（マル福）、難病法医療費助成制度、小児慢性特定疾患医療費助成制度に該当する方については負担の減免があります。

③ 保険給付外サービス

利用料金の全額が利用者のご負担となります

事業者は利用者との合意に基づき、訪問サービス提供に付随して以下のサービスを提供するものとします。

- 1) 介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護サービス等
- 2) 訪問時間 90 分を超える訪問看護サービス
- 3) 訪問看護と連続して行われる死後の処置
- 4) キャンセル料（やむを得ない事由による場合を除く）

その他

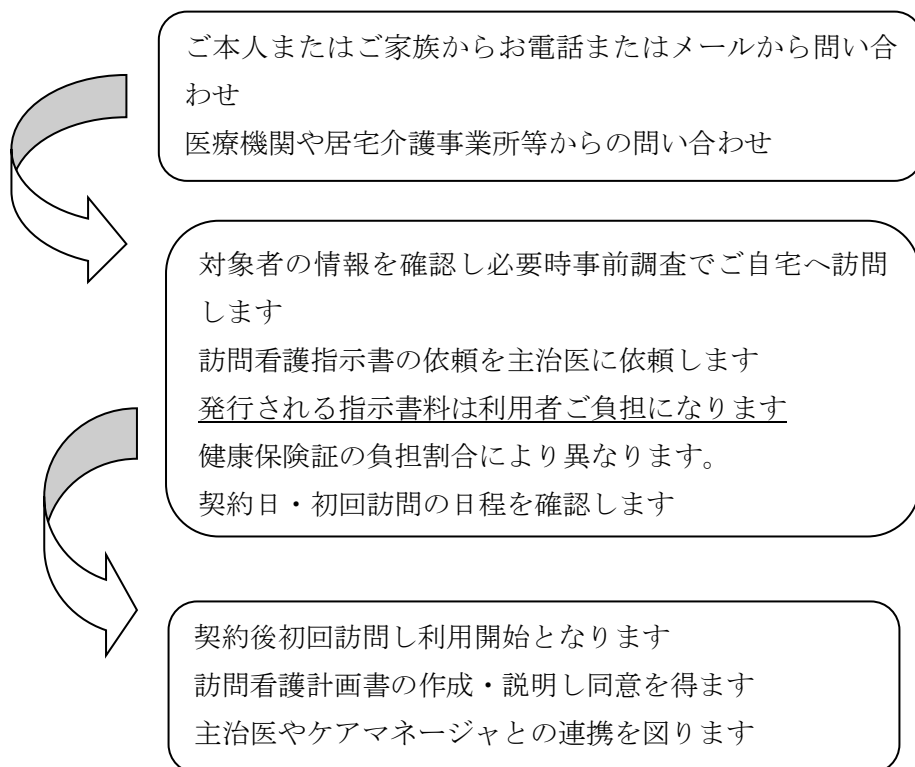
※利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。

※対象となる保険給付サービスにおいて、利用者が法定代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなる場合には、利用者は一旦、訪問看護サービスにかかる費用の全額を自己負担し当事業所にお支払いいただきます。その際、当事業所はサービス提供証明書を発行します

※キャンセル料 実施日前日までに事業所へご連絡ください。ご連絡ない場合キャンセル料をいただくことがございます。ただし体調不良、やむを得ない場合にはその限りではありません。

ご連絡がなく当日訪問時ご不在の場合訪問予定所定の10割とします

6. サービス提供の手順



7. 苦情処理等の体制

1) 当事業所における苦情の受付

○相談・苦情窓口担当者

管 理 者 坂 場 ノ リ コ

○ 受付時間 08：30～17：30

○ TEL 029-219-4128

○ メールアドレス Hello.solve.waku2@gmail.com

2) その他苦情相談窓口 【通常の事業の実施地域の市町村】

大洗町役場 福祉課	茨城県東茨城郡大洗町磯浜 6881-275 TEL/029-267-5111 FAX/029-264-5012
銚田市 介護保険課	茨城県銚田市 1443 TEL/029-36-7761 FAX/0291-33-3717
茨城町役場 長寿福祉課	茨城県東茨城郡小堤 1080 TEL/029-292-1111 FAX/029-292-6748
水戸市 介護保険課	茨城県水戸市中央 1-4-1 TEL/029-232-9174 Fax/029-232-9112
ひたちなか市 介護保険課	茨城県ひたちなか市東石川 2-10-1 TEL/029-273-0111 FAX/029-354-6467
茨城県国民健康保険団体連 合会 介護保険課 介護保険苦情 相談室	水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3階 開設時間 平日（月曜日から金曜日）の 9：00～17：00 電話 029-301-1565 FAX 029-301-1579

8. 当者の変更等

利用者様は、担当者に関するご意見・ご要望をお伝えいただくことができます。

担当者の変更を希望される場合は、相談窓口にお申し出ください。

相談内容を確認のうえ、必要に応じて担当者の変更等、適切な対応を行います。サービスに関するご不安やお気づきの点がございましたら、いつでもご相談ください。

9. 秘密の保持

1) 従業者又は従業者であった者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を第三者に洩らしません。

2) サービス担当者会議等において利用者の個人情報を使用する必要性がある場合はあらかじめ利用者及びその家族の同意を得るものとします。

なお利用者又はその家族が同意しない場合には、サービスの提供や調整に支障が生じる可能性があります。同意を得た場合には、その内容を記録し同意書の提出を求めることがあります。

同意の有効期限は契約期間と同一とします。

3) 個人情報の利用は、サービス提供に必要な範囲に限ります。

4) 事業者は、利用者等の個人情報を使用、提供する場合には、あらかじめ利用者等の同意を『個人情報の使用について』により得るものとします。

10. 記録の保管

サービス提供の記録について、サービス提供した日から5年以上の期間を定めて保管します。また記録の閲覧及び写しの交付にいて、利用者及び家族等から希望があった場合には原則提供することとするが、本人の意思や利益に明らかに反するような場合は開示しないこともあります。

11. 家族等への連絡

希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へおこなうことができます。

12. 事故発生及び緊急時の対応

1) サービス提供中に事故が発生した場合、又は利用者の体調の急変等の緊急事態が生じた場合には、すみやかに必要な措置を講じるとともに、主治医および関係機関へ連絡を行います。

2) 必要に応じて緊急搬送の要請等適切な対応を行うものとします。

あわせて、利用者の家族等へ速やかに連絡を行うとともに、当該事故 の状況および処置内容について記録し再発防止に努めます。

13. 損害賠償

1) 事業者は契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者 に生じた損害について賠償する責任を負います

※但し利用者 に故意又は過失が認められる場合には、利用者の責任の程度に応じて損害賠償責任を減じることができるものとします。

2) 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

3) 賠償の適否及び損害の査定については事業者が加入する保険

公益財団法人日本訪問看護財団あんしん総合保険制度での対応することとします。

(補償の概要 訪問看護事業者賠償責任保険)

【免責事項】

事業者は、利用者に対し誠実にサービスを提供しますが、次の各号に該当する場合に

は、損害賠償の責任を負わないものとします。

- 1) 利用者またはその家族が、契約時またはサービス提供時に心身の状況や病歴等の重要事項について、故意に事実をつげなかった、又は不正確な情報を提供したことにより損害が生じた場合
- 2) 利用者の急激な体調変化等、事業者の提供するサービスに起因しない事由により損害が発生した場合
- 3) 利用者が事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して行動したことにより損害が生じた場合
- 4) 利用者の故意または過失により生じた損害
- 5) 天災その他のやむを得ない理由により、サービスの提供が困難となった場合に生じた損害
- 6) その他、事業者の責に帰すべき理由によらない損害

14. 留意事項及び禁止行為

サービスの提供にあたり、利用者及びその家族は、次の事項についてご理解とご協力をお願いします

- 1) 利用者の心身の状況や既往歴、服薬状況等については正確な情報をお伝えください
- 2) 安全確保のため、職員の指示や助言にご協力ください
- 3) 感染症の疑いがある場合や体調不良時には事前にご連絡下さい
- 4) 従業者の安全または尊厳を損なう行為（威圧的言動・暴言・暴力・ハラスメント）
- 5) 事業者やサービス従事者に対する営利目的の勧誘、物販販売、契約締結の強要その他これに類する行為
- 6) 宗教活動、政治活動またはこれらに関する勧誘行為
- 7) 反社会的勢力に関与する行為、またはこれらと関係を有する事
- 8) サービスの提供に支障を及ぼすおそれがある行為

前項の行為が認められた場合には、事業者はサービスの提供を中止または契約を解除することがあります。

15. 第三者評価の実施状況

当事業所では、利用者様に安心してサービスをご利用いただけるよう、日々の振り返りと改善を大切にしています。

現在、第三者評価の受審は行っておりませんが、今後の状況に応じて受審を検討してまいります。

16. 要事項の変更

当事業所は、サービス提供に関わる重要事項に変更が生じた場合、または変更が生じることが予想される場合には、速やかに利用者およびご家族へ変更内容をお知らせいたします。

通知は、書面の交付、口頭での説明、または必要に応じて郵送・電話等の方法により行います。利用者が内容を十分に理解できるよう、丁寧に説明いたします。

変更内容が契約に影響する場合には、利用者のご意向を確認し、書面（署名・押印）または同意の記録（聞き取りによる同意の記録等）をもって同意をいただきます。

利用者が安心してサービスをご利用いただけるよう、変更内容についてご不明点がないか確認し、必要に応じて追加説明を行います。

17. 契約の目的

本契約は、利用者が住み慣れた自宅において安心して療養生活を継続できるよう、当事業所が適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。

利用者の意思および人格を尊重し、必要な支援を行うことを基本とします。

18. 契約期間

契約期間は、契約締結日からサービス利用終了日までとします。

ただし、利用者または事業者の申し出により、契約内容の変更または契約の解除を行うことができます。

契約期間中であっても、利用者の状態や環境の変化に応じて、必要な見直しを行います。

19. 契約の解約および終了

利用者は、いつでも契約の解除を申し出ることができます。

解除を希望する場合は、原則として事前にご連絡ください。

また以下の内容も終了となります。

- 1) 要介護認定が自立と判定された場合
- 2) 施設入所や入院などで在宅での生活が困難になった場合
- 3) 利用者が死亡した場合
- 4) 当事業所が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

事業者は、以下の場合に契約を解除することがあります。

- 1) 利用者または家族が、サービス提供に著しい支障をきたす行為を行った場合
- 2) 利用者の心身の状況が変化し、訪問看護サービスの継続が困難となった場合
- 3) 安全確保が困難であると判断される場合

- 4) その他、事業者がサービス提供の継続が適切でないと判断した場合
- 5) 利用料金の支払いが1か月以上遅延し、その後催告後30日以上支払われない場合
契約解除にあたっては、利用者および家族に対し理由を説明し、必要な支援を行います。

20. 利用サービスの中止・変更・追加・キャンセル

利用者は、訪問予定の変更・追加・中止・キャンセルを希望する場合、できる限り早めにご連絡ください。

※利用者の状態や主治医の指示、他の緊急対応等により、訪問日時やサービス内容を変更する場合があります。

その際は、速やかに利用者および家族へ説明し、理解を得るよう努めます。

21. 利用料金のお支払い

利用料金は毎月末日をもって締め、翌月に請求いたします。

請求書は翌月15日頃に発行し、指定期日までにお支払いをお願いいたします。

お支払いが確認できましたら領収書を発行いたします。

22. 利用料金のお支払い方法

原則として金融機関からの自動引き落としでお支払いいただきます

引き落とし日 毎月26日

但し事情により引き落としがやむを得ない場合は現金での集金、事業者の指定した銀行口座へのお支払いも可能です。

振込手数料は利用者負担となります

23. 利用料金の改定・変更

- 1) 利用料金について、法制度の改定により介護給付費体系及び報酬額の変更があった場合、事業者は当該利用料金を改定します。
- 2) 事業者は制度改定の告示後速やかに（通常変更日の1ヵ月前まで）に新料金表の配布により告知します。
この場合、変更2週間前までに利用者より特段の申し出がない場合は同意したものとみなします。
- 3) 新利用料金について、事業者が運営規定を変更し、利用料金を改定した場合、利用者等に対して説明の上、同意を得るものとします。
- 4) 利用者の介護度の変更、負担割合、負担限度額認定の変更等の理由により料金の変更が生じた場合、事業者は利用者に通知することなく利用料金を変更します。
- 5) 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

24. サービスの提供不能・停止等

- 1) 事業者は、以下の理由によりサービスの提供を停止又は中断する場合があります。
 - ・ 事業所備品類の滅失等の理由によるサービスの提供不能
 - ・ 災害等の理由により、行政から避難勧告等を受けた場合
 - ・ 事業所において、感染症の拡大の恐れが生じ、その蔓延防止にサービスの一時的な停止を決定した場合
- 2) 事業者は、以下の理由により、利用者に対しサービス利用見合わせを要請する場合があります。
 - ・ 他者へ感染の恐れがある疾病に罹患、又はその恐れがあると事業者が判断した場合
 - ・ 感染性の疾患に罹患しており、他者へ感染させると主治医が診断した場合
 - ・ 認知症その他精神疾患等により、自傷他害行為によりサービスの提供に支障を生じる恐れがあると事業者が判断した場合
- 3) 前各号の理由が解消された場合、事業者は速やかなサービス提供の再開を図ることとします。

25. 議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者等と誠意をもって協議するものとします。

26. 虐待防止

事業者は、利用者の尊厳を守り、安全にサービスをご利用いただくため、虐待防止に関する研修・相談体制を整えています。

万が一、サービス提供中に事業者従業員または利用者の家族など高齢者を擁護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合速やかにこれを市町村に通報するものとします。

- ・ 虐待防止に関する責任者 管理者 坂場ノリコ
- ・ 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を行い、研修を通じて従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上を図ります。

27. ハラスメント対策

職員および利用者双方が安心して関わることができるよう、ハラスメント行為（暴言・暴力・過度な要求など）への対策を整えています。

28. 感染症対策

- 1) 感染症の流行状況に応じて、手指衛生・マスク着用・訪問時の健康確認など、必要

な感染対策を行います。状況により、訪問方法の変更や調整をお願いする場合があります。

- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年 2 回ほどは開催し従業員に周知徹底を図ります
- 3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し研修及び訓練を定期的実施します

29. 業務継続（災害時の対応）

- 1) 災害や感染症の拡大など、通常の訪問が困難な状況においても、可能な範囲で必要な支援を継続できるよう、業務継続計画（BCP）を整えています。
- 2) 事業所は従業員に対し業務継続について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 2 回ほど実施するものとします。
- 3) 安全確保を最優先とし、状況に応じて訪問方法の変更や連絡体制の見直し調整を行います。